

岳南広域消防組合消防本部告示第 3 号

岳南広域消防組合火災予防条例（平成7年岳南広域消防組合条例第9号。）第47条の2第1項に規定する祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件を次のように指定する。

令和 4 年 1 月 17 日

岳南広域消防本部

消防長 池田 悦智



- 1 催しを主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超えるものとする。

附 則

この告示は、令和4年1月17日から施行する。